

決算審査特別委員会報告（第6回）

1. 招集年月日 令和6年10月4日（金曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年10月4日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席委員（9名）

委員長	川副 剛 君	副委員長	横田 博茂 君
委員	平田 康範 君	委員	永田 勝美 君
委員	長谷川 忠 君	委員	阿部 豊 君
委員	永安 文男 君	委員	橋本 義雄 君
委員	須藤 敏規 君		

5. 欠席委員（なし）

6. 説明のための出席者職氏名

町長	古庄 剛 君	副町長	中村 義治 君
総務理事	大平 弘明 君	事業理事兼庁舎建設室長	今道 晋次 君
総務課長	落合 健治 君	税財政課長	藤永 大治 君
住民福祉課長	松本 典子 君	保険環境課長	宮原 良之 君
多世代包括支援センター長	松尾 直美 君	企画商工課長	中道 隆介 君
建設課長	山村 輝明 君	農林水産課長	金子 剛 君
水道課長	安達 伸男 君	会計管理者	藤永 尊生 君
教育次長	井手 守道 君	農業委員会事務局長	作永 善則 君

7. 職務のための出席者職氏名

議 長	淡田 邦夫 君	議会事務局長	荒木 洋介 君
議会事務局書記	山下 愛 君		

8. 会議に付した案件

【付託】

- (1) 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- (2) 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (3) 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (4) 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- (5) 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件

- (6) 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- (7) 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

委員長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日が最終日、総括及び採決となっております。皆さん、よろしくお願ひいたします。

ただいまから、決算審査特別委員会5日目を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは総括に入りますが、9月定例会におきまして、当委員会に決算審査が付託され、議案第55号から議案第61号の7件の決算認定の件について、それぞれ審査を行って説明を受けております。

お手元に確認事項一覧ということで配付させていただいておりますので、こちらを御覧ください。なお、連番の10番に関しては御意見ですが、来年度の参考に記載しております。

本日の進め方ですが、まず確認事項一覧の順に回答をいただき、質疑をされた委員から追加質疑をお受けしたいと思ひます。その後、ほかの委員から関連する質疑があればお受けしたいと思ひます。

最後に、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、1番の回答について、総務課に対するものです。須藤委員、阿部委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

副町長。

副町長（中村 義治 君）

1番目の回答といたしまして、令和5年度の入札監視委員会におきまして、委員会を設置して10年以上経ちますが、委員会のあるべき姿、機能するような仕組みについて考えた方がよいのではないかと、委員さんのほうから意見をいただいております。

これまでの本町の入札監視委員会の取組としましては、入札結果の報告のみとなっております。入札制度の見直しなどの改善を図ることができていないのが状況です。

県下市町を調べましたところ、多くの市町が入札や契約に関する専門部署や班を設置しておりますけれども、またその中で、入札監視委員会を設置してありますのは、5市のみとなっております。専門部署や班の体制を整えるに当たっては、新たに職員の配置が必要ですが、現状におきましては、職員の早期退職などにより、直ちに体制を整えるのが難しい状況となっております。この件につきましては、所管事務調査の中でも担当委員さんのほうからも質疑をお受けしております。

なお、早期退職の対応としましては、新高卒、大卒者の採用以外にも、公務員実務経験者の採用も行いながら、専門部署や班の体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質疑をお受けしたいと思ひますが、須藤委員、阿部委員からあらわれますか。

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

人間的に体制が整わないということなんですけども、やはり現状に、変更契約とか管理の方針が今問題になっておりますので、是非早く、早急にはできないかも分かりませんが、民間による検討委員会などを含めた中でしていただくように、チェックができるような体制を早期に研究をなさっていただきたいと思います。

以上です。

委 員 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいまの須藤委員さんの御質問でございますが、以前も体制を整えるということで、先ほど言いましたように配置を考えておりましたけれども、なかなか、先ほど言いましたように、早期退職等がありました関係で、設置ができなかったというのが現状でございます。私どもは早期に体制を整えたいと思いますので、御理解方よろしくお願いいたします。

委 員 長（川副 剛 君）

阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

職員数、条例定数にとらわれれば、その枠内という話になるわけです。やはり状況の変化とともに、必要な人員がどれだけいるのかというのを抜本的に見直していただいて、そういった専門部署、エキスパートの育成というのは非常に重要な問題じゃないかなと思うんです。

昔は、経験年数を、若い方は3年ないし5年の範囲内で異動して、様々な分野を覚えていくというようなスタンスだったわけですがけれども、現状の他市町村の状況も社会情勢も鑑みれば、その道のエキスパートを育成していくべきではないかというような方向に転換している状況もありますので、やはり我々の任期は今年度の決算までというような状況で、来年度4月を迎えるに当たって、町長がどのような見解をお持ちなのかという分については、お伺いしておきたい。

委 員 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今おっしゃっていますとおり、うちが全体的に今3名が不足していると、条例定数ですね。ただ、条例の見直しと言いますか、職員体制の見直しというのはやらなければならないとは思っているんですけど、どちらにしましても早く、そういうような早期退職があるものですから、早く体制を整えなければならないということで、今、副町長が申し上げたとおりでございますので、やはり専門部署も、育てるのも大変でございますけど、その専門的な人を雇用するのも一つの手があると思っています。

しかしながら、やはり全体的な見直しをやらなければならないということで、我々も早く体制を整えるというのはなかなか厳しいわけでございますけど、町としましても皆様方の御意見をお聞きしながら、そういう専門部署といいますか、そういうのを設置してやっていきたいと

考えておりますので、職員体制をなるべく早く、今条例定数に足りないものですから、それを早期に入れて検討をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

そうですね、条例定数には3名足りないという町長の発言でしたが、果たしてその条例定数で充足しているのかということは抜本的に見直していただいて、条例定数を満たしていない部分については早期に職員を補充していただいて、そういった本来、職員が行うべき専門的なエキスパートを育成できるような体制整備というか、組織の在り方というのを、再度見直していただきたいということを意見として申し上げたいと思います。

以上。

委員長（川副 剛 君）

最後は御意見でした。

委員の皆様から、関連して御質問ありますか。

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

私もやはり、私は常々、防災の専任担当ということはずっと申し上げているんですけども、石破内閣になって防災庁をつくるという動きなんかもあるから、そういったことに対して、国もちゃんと手当てをするのかなというふうにも思いますけども、いずれにしても、いわゆる人材育成というか、かなり専門性の高い分野というのが増えてきているというふうに思うんです。電算のところとか福祉の問題でもそうですし、今ありましたような、エキスパート養成というふうなお話もありましたが、そういう点で、いわゆる人事政策そのものを、私の総括の質疑の中にも若干入れたんですけども、人事政策そのものを大きく見直す必要があるんじゃないだろうかと思うんですが、町長のお考えはいかがですか。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほど専門部署ということでいろいろお話がありました。現状においては、やはりうちも職員を、まず体制を整えるというのが第一でございます。しかしながら、早期退職というのがなかなか、途中でもう、いつも中途退職3人くらいは出てくるということで、なかなか人員体制を整えるというのは厳しいところがございますので、やはり専門性を持った人たちを雇用するというのもなかなか難しい。先ほどの災害関係の問題もありますけど、我々としまして、どちらにしても専門的な方たちに来てもらうような方策というのは、やはり考えていかなければならないと思いますし、そういうことをできるのかどうか、なかなか難しいわけです。これはよその市町村に聞いても、なかなか人間が集まらないということで、早期退職される方とか、やはり今、少子高齢化ということでなかなか難しいわけです。だから、そこをどう考えていくのかということでございますけど、我々としまして人員体制を整えるというのは、我々の体制としまして大変重要な組織でございますので、そういう整えるのを努力するようにやっ

きたいと考えておりますので、皆さん方にも何かあれば御協力いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

まさに、話がややこしい話ですけども、やはり人材育成そのものが、かなり専門性の高い業務になっているということなんです。だからいわゆる人の採用の問題とか、それから、あるいは育成の問題とかってというのは、いわゆる一般の民間企業は、とにかく人作りっていうことに、とにかくすごい力を入れてますよね。そういった意味で考えると、役場の人材は、やはり憲法と地方自治法に則って住民の福祉を守る先頭に立つというのが、役場の職員の基本的な役割ですから、そういう理念教育なども含めた育成の柱、それから採用活動の柱というのは、やはり定める必要があるんじゃないか。

だから結局、ここはトップをはじめ、役場の幹部集団のところで、しっかり体制をつくるってことは重要ではないだろうか。人を採用するにしても、例えば言い方は大変あれですけど、誤解を招くかもしれません。辞めない組織をつくるということについて、やはりそういう企業努力ってのをずっとしてるわけですが、一般には。されてるわけですが。それでやはり、時代に適合していないって働き方改革の問題とか、それから女性の登用の問題とか、そういう様々な課題ってのはあると思うんです。

だから、そういった分野ってというのは、やはり研究もし、勉強もし、具体的にそういう取組もアクションを起こしていくってことなしに、なかなか改善っていうふうにはいかないんじゃないだろうか。数年ずっと続いてますから、中途退職の問題とかってというのは、半分は意見ですけども、御参考になればと思います。

委員長（川副 剛 君）

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、1番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、2番の回答について、企画商工課に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

企業誘致の適地の確保ということで、交渉中が14筆あれば、できればということで、阿部委員のほうから御質疑があつているわけでございます。現時点では、雇用の場の確保ということで、我々は工場団地を整備して企業誘致を進めていくということで、基本的な考えでやったところでございますけど、現状は取り組めていないということで大変申し訳なく、私も思っているところでございます。

まずは、用地一帯を佐々町の名義にしていくということで考えておまして、その中でも真ん中の一つが、私有地の購入が完了すれば、ある程度の一団地が確保できるのではないかとということで、この前も阿部委員からもお話がありましたように、新たな展開、方策を考えなければならぬのではないかとお話がありました。やはり、そういう新たな展開も考えなければ

ばいけないと思っていますので、引き続き、地権者をお願いしてやっていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質疑をお受けしたいと思いますが、阿部委員からあられますか。
阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

企業誘致の可能性はあるのかという問いに対しての回答を得ていない。あるのかないのか。ないということであれば、新たな展開ということになるかと思うんですけど、企業誘致そのものの財政的な出費というのは大きすぎて、現状、この小規模自治体の佐々町で可能なのかというところに、私は疑義を持っているわけです。

一団の団地とおっしゃられますが、最終目的が達成できるのかできないのかという視点に立って、購入するのか購入しないのかという議論は、その次の段階になりますから、そもそもの目的がどうなのかということの議論を先立って行い、それに基づいて用地を取得していくのかしていかないのかという議論に持っていかないと、結局、塩漬けになるのではないかと。それは、はっきり言って町のプラスになるのかというと、プラスになるとは考えづらいので、その議論をするべきではないかということを確認しているんです。

だから、そもそも論の、私の問いに答えていただけていないというふうに、私は理解するんですけど、再度、回答をいただきたい。

委員長（川副 剛 君）

目的が不透明。企業誘地をする考えはあるのか。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は先ほどお話がありましたように、工場団地ということでは今載せているわけです。それは皆さん御存じだと思います。県のほうとも御相談をいたしまして、やはりただ工場団地とするには、やはり水が必要だということで今、半導体関係ですね、これはもう阿部委員も御存じだと思っております。ただ、これは実際に水利権が今、なかなか難しいわけでございまして、そこが今、相浦の工場団地のほうでもネックになっているということでお話をお聞きしております。

ただ、別に活用するというのも、我々はやぶさかではないわけでございますけど、先ほど申しましたように真ん中に私有地があるので、そこだけは解決させていただいて、全体的な、まとまった土地ということで、今後、利用の方法というのは考えていきたいということをお願いしているわけでございますので、そういう御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

方針転換をされるのであれば、はっきりと方針転換の意向を議会のほうに示していただき、これまでの答弁は周辺14筆ということですよ。真ん中の土地というのが何筆あるのか、本日配られた図面を拝見すると、この1筆かなというのは想像できるんですけど、その1筆だけをとり

あえずは取得させていただき、目的はこのように変更していくんだというような方向性を、議会のほうへ示していただいて執行をするべきだと思いますので、意見として申し上げたいと思います。そうでなければ、その予算の計上の仕方も判断できませんので、そこら辺ははっきりして、今後、当初予算なりにも用地取得費を上げてこられるかどうかは分かりませんが、そこら辺は目的をはっきりして、こういった目的で取得したいんだということを示していただいて、予算は計上していただくべきだというふうに、意見として申し上げたいと思います。

以上。

委員長（川副 剛 君）

委員の皆様から、関連して御質問ありますか。
永田委員。

委員（永田 勝美 君）

先ほどのお話を聞いておりますと、町長はお考えのところで、半導体の関連施設などをお考えのようなお話がちょっとありましたけれども、私は率直に言って半導体は無理というふうに思います。なぜかと言ったら、さっきおっしゃったように水がない。水源確保で、例えば、諫早なども大変厳しい中なんですけど、諫早の工業団地なんかの内容もやはり、かなり水の問題があって苦しんでいます。だから、熊本が半導体の集積工場ということになったのは、これもやはり水が、あれだけ阿蘇の山系の豊富な水があると。北海道もそうですよね。だからそういうところでないと、いわゆる半導体企業というのは無理なんだと。実際に建っていかないということだから、当然立地としては不可能だというふうに私は思います。

それで、その上でなんですけども、あと2点あるのは、1つはやはり、そもそも企業誘致ということについては、私自身は、町の発展に向けて必要なところは当然あるんだというふうに思っております、であれば、やはり方向性というか、どういう企業に来てもらうのかという、かなり幅の広いものでもいいんですけれども、その条件を満たす企業というのをやはり一定絞って、そのことについては町民にも示して、かつそういう目標に向けてやはり息の長い取組をしていく。

ここ2点目に関わるんですけど、私は以前、佐世保のハウステンボスの誘致の際に、当時の久保県政が針尾の工業団地ということでやってきて、我が党も、日本共産党も針尾の工業団地、そんな塩漬けの土地にそんな莫大な投資をするのは無駄だということで、大変批判もしたところなんですけども、結果、かなり超長期にかかったんですが、20年以上かかりました。ハウステンボスが来て、それで実際は、そのことは功罪あると思うんですけども、相対的に私は成功しているんじゃないだろうかというふうに思うんです。

そういうことを考えますと、やはりかなり超長期にわたる慎重な検討というのが必要なんじゃないだろうか。だから諦めずに方向性を決めて、どういう企業を誘致するのかということを決めて、やはり諦めずに努力するという、その2点が基本ではないだろうかというふうに思います。ですから、当面の施策について、真ん中の土地をとおっしゃることについて、そのことについて異論があるわけではないのですけれども、何のために作るのかということ、やはりもっともっと磨いて、きちんと企業誘致の政策というのを作られる必要があるんじゃないだろうかということをお願いしたいというふうに思います。

委員長（川副 剛 君）

2点。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まずはじめに、私が半導体といったのは、あれは今現在、県のほうがどうということがないかということで、県の企業振興課のほうにも問合せをして、こういう工場団地で登録しているものですから、そういうことで半導体ならあるということでお話を聞いたということでございます。ただ半導体は、先ほど申しましたように水がなければ、なかなかそこは厳しいということでございます。

ただ、いろいろお話を聞く中で、佐賀県の鳥栖市なんかは、民間活力を利用してやっているということも、水だけじゃなくて、そういう倉庫とかいろいろなことがあるわけでございますけど、そういうことをやっているという話は聞きましたけど、我々としましてもずっと、先ほど阿部委員がおっしゃったように塩漬けというの、なかなか苦しいわけでございますので、やはりこれをすぐ用地買収が終われば、やはり何らかの活用方法というのは皆さんに共有してやっていかなければならないと思っていますので、どちらにしましても、永田委員がおっしゃった大変ありがたいわけでございますけど、長くそういう持つこともなかなか難しいということで、皆さん方の御理解が取れないということでございますので、そこら辺は皆さん方とお話をして、活用方法はやっていきたいと思っていますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

委員 長（川副 剛 君）

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは2番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、3番の回答について、庁舎建設室に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

2点ほどになるかと思うんですけども、まず1点目として水道課、保険環境課が発注したごみ、また、し尿処理にかかる部分の監理業務における委託料の部分払い、若しくは工事の出来高に伴う支払い方、そういった部分で、なぜ役場内で取扱いが違うのかという御質問が1点ございました。

大変申し訳ございません、特別に庁舎建設室だけ異なった取扱いをしたというのが、特別な理由があるわけではございません。役場内で取扱いが違うことと結果としてなっており、そこも含めて調整しておくべきだったという反省をしているところでございます。特別な理由はございません。

それから、過払いとなっているのではないかとこの御指摘をいただきました。また、それが違法となるのかどうか分かりませんが、そういったところの御質問だったかというふうに思いますけれども、まず、この監理委託に係る支払い方法につきましては、県のほうにも同じような、こういった期間算定をしながら出来高の取扱いを行っているというふうなことでございましたので、庁舎建設においても、契約時に年度割を委託日数で算定するというふうな形で、また契約後の契約日数が出来高といった形になるような整理をさせていただいたところでございます。

御指摘の今回のように、複数年の委託契約期間において、期間途中の年度決算で見た場合には、工事の出来高率を一時的に超える、今回がまさにそうなんですけれども、超えるような過

払いというふうなことが発生することもございます。また、こうした、県ともお話をさせていただいたんですが、一時的には支払いのバランスが崩れることとなるけれども、工期が延長されたとしても、監理業務に係る委託料というのは増加することはないので、そういった増加はしないという仕組みになっておりますので、結果として、こういった支出の在り方が採用されているのだろうというふうに、担当としては認識をしているところで、県のほうとも話をしたところでございます。

そういったことも含めて、今回、令和5年度の実態としては、もう御指摘のように過払いになっているところではございます。しかしながら、こういった支出の在り方もあるというふうに、担当課としては整理をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質問をお受けしたいと思いますが、阿部委員からあられますか。すいません。町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、阿部委員から前も御指摘がありましたように、やはり町としまして、特別な理由に、役場内の取扱いがどうなっているか、違うということでお話がありました。特に理由はないわけでございますけど、こういうことが、役場内で取扱いが違うということも、そこを含めて、私どもとしまして、調整をしておくべきだったんじゃないかということで反省をしているわけございまして、大変御迷惑をおかけしたと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

到底納得できる回答ではありませんでした。と申しますのは、再度確認させていただきますけれども、支払い関係で、国土交通省が示している工事監理等業務委託マニュアルの中で、支払い関係については、原則、進捗段階に分類される各々の値ということで、施工計画段階がほぼ20%、施工前段階が30%、施工段階が50%というような、工事監理に関する業務の構成比が100分率で示されており、対象外業務率を乗じて、各業務構成率の合計が100となるように按分して作成するようなマニュアルになっていると思うんです。

今回の契約についても、年度割はされております。これはあくまで限度額であって、業務に対して投入される人工を出面を確認する方法等、様々な運用が考えられておりますけれども、あくまで支払いに関する出来高確認の方法は、一つに定まらないというふうにも書いてあります。

しかし、どの場合にあって、対等な立場で適正な対価が支払われるよう、実情に応じた取決めがなされる必要があります。果たして実情に対応した適正な対価なのかという部分が、私は意味が分かりません。重点監理にはされておりますし、常駐を義務づけてないわけです。出面でされる根拠に乏しいと。それは、支払い方法は様々あるということを書いておりますが、そこが契約書にも示されていない、仕様書にも示されていない。一般的な委託契約と同一ですということですから、契約書上はし尿とかごみの契約書、し尿、ごみ処理施設の関係の、この大型事業の工事の発注監理業務の発注の契約とほぼ同一ではないかと。一般的な契約の在り方は。でありながら、そこの出来高の確認というところで、明らかに工事が進捗していないと、

現場の。状況にありながら、履行を完了されているのかという検査が、適正にされているのかというところに疑義があるんです。

それぞれの業務の細分化をされた分があります。その日報等の検査業務を適正になされているのか、そこは再確認をさせてください。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

今、ちょっと最後のほうに日報等の検査という、いわゆる作業活動の検査というふうなことでの御質問かと思えますけれども、一応、工事監理業務報告書として、業務工程表、出来高報告書、現場監理記録写真等が添付されたものを、毎月報告をいただいておりますけれども、そこには何月何日にこういった作業をしましたというような表現で、短い表現になりますけれども、御報告をいただいていることになります。それで検査をしてきたということになるかというふうに思っております。

また、幾つか御質問をいただく中で、いわゆる過払いになった部分での御指摘ではございますけれども、いわゆる工事が進捗していないというところですけども、確かに、令和6年2月末の工事進捗が31%という状況でした。その後の1か月後の進捗を考えると、日数払いであれば60%を超える支払いとなってしまいますので、工事の出来高を超えることに当然なります。御指摘のような、工事の出来高による限度額以内での支払いというふうに、その時に協議をすれば、いわゆる工事の進捗率が30%程度で、実際に監理業者への支払いがその倍、60%を超えるというふうな実態がある中で、限度額以内での御指摘のような、限度額以内での支払いを検討すべきでなかったかという部分は、もう御指摘のようなことで反省すべき点ではあるかというふうに思います。

ただ、1点目にお話をさせていただいたように、県のやり方もこういった形で、進捗によっては支払い関係が、多少バランスが崩れることもあるというふうなことも言われていますので、担当のほうはあまり踏み込んで、限度額以内に見直すということをしてこなかったということなのかというふうに思っております。申し訳ございません、このような答弁で。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

意見として申し上げさせていただければ、し尿前処理施設、ごみ処理の長寿命化のための大型事業です。イコールじゃありませんでした、工事の進捗率と施工監理。イコールでないのはなぜかという問いに対して、まあ、分かりやすい答弁で、工場での製品の製作について、監理業者が確認に行って検査をしたから、その分のかい離で2、3%あったというような答弁があり、実に分かりやすい答弁でした。ほぼほぼ工事の進捗率と同じでありながら、現場の進捗率と工場製作の部分の監理業務で行かれた部分の支払いがありますので、その分の差がパーセンテージとすれば2、3%でしたか、差があったと分かるんですけど。

今回の庁舎の件は理解しがたい。説明を聞いても納得するものでないと。討論で述べさせていただきますけど、およそ私が納得する状況ではないということ、意見として申し上げたいと思います。

委員長（川副 剛 君）

委員の皆さんから、関連して御質問ございませんか。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ということで、決算書の76ページに庁舎建設事業費の予算が掲げてあります。75ページの庁舎建設事業予算は継続費の年割額の12億7千万円、幾らですかね、書いてあるのは大体、そこは整合性があるんですけど、予算額は。ということは、この委託料に入っている新庁舎建設工事監理業務委託料の、この支出額が多く払っているということになるのかどうか、今からの前段の質疑で、1,326万円という予算額が、支出額があるんですけど、そのことになるわけでしょうか。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

今、御指摘がありましたように、委員さん方、すみません、継続費ということで資料を、10月1日にお渡しした分をお持ちであればあれなんですけども、今、須藤委員さんが御質問されたように、令和5年度の決算で工事監理業務委託料1,326万円を、決算書の76ページにありますようにお支払いをしております。

それと、令和4年度、1年前の決算では360万円をお支払いしています。令和4年度から令和5年度に繰り越した分、その部分で834万円払っておりまして、合わせて2,520万円払った。

もう一度言います。令和5年度決算で1,326万円、これが決算書の76ページにある分です。令和4年度、決算書をお持ちでないと思いますが、委託料として360万円、令和5年度へ繰り越した分、令和4年度から令和5年度へ繰り越した分で834万円で、令和5年度決算としては、結果として1,326万円と834万円を足した分ということになるんでしょうけども、この時点でということで、先ほどから過払いというふうな御指摘を受けている部分、この時点でという分では、3,965万5,000円の契約額に対して2,520万円お支払いをした。それが63.5%の支払い率といえますか、そのようになっているというところでございます。

委員長（川副 剛 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

令和5年度の決算の審議をしているものですから、令和5年度から令和6年度に繰り越したというのも、令和5年度決算に入るわけですか。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

令和5年度から令和6年度に繰り越している分については、令和5年度決算にはもちろん入りません。

委員（須藤 敏規 君）

私が、この決算上、それはもう令和6年度の決算となるなら、令和6年度の決算でやってもらわねば、分からないもんで。あくまでも、これの決算をしよるもんですから、そこで確認させていただいたとつたことです。要するに、令和4年度分が360万円あった。それは前の年度で終わっているのに結構なんですけども、実際的には76ページにある、この1,326万円を当該年度の令和5年度決算の審議の中では払ったということですね。それを確認しただけです。

委員長（川副 剛 君）

ほかございますか。
永田委員。

委員（永田 勝美 君）

私も、出来高という、さっき同僚委員からあったお話は、非常に重要なというふうに思うんですけども、契約書上はどういうふうになるのか。契約書上は出来高というふうにされているのか、要するに契約書上は問題ないのか。要するに契約の範囲を超えて、町が執行したという事実はないのかと。過払いした事実はないのかということだけ確認したいんですが。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

御指摘の契約書上の取扱いですけれども、契約書上で見たときの限度額につきましては、令和4年度が400万円、令和5年度が2,400万円ということになりますので、足し合わせて限度額は2,800万円ということですから、限度額以内ということにはなります。
以上です。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

限度額は分かったんですけど、限度額以内ではあるんですけども、それには何の注釈もついていないんですか。出来高が著しく遅延した場合とか、様々な瑕疵があった場合とかという場合には、支払いについては延期するとか、あるいは事情によっては加算するとか、そういう契約上の事項はないんですか。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

契約書は第29条というところにあるんですけども、その第3項の中に、発注者は予算上の都合、その他の必要があるときは第1項の支払い限度額及び前項の出来高予定額を変更することができるという条文がございます。今、委員御指摘のとおり、ここを活用して、先ほどからのお話のように、出来高部分の見直しをすることは可能だったというふうには思います。ただ、そこをやれていないというのは、基本的に実態としてあるのかなというふうには思っております。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

契約書上の問題なんですけど、要するに町の事情で、いわゆる発注者は町ですから、町が支払額を限度額の範囲内で調整することができるという項目はあると。いわゆる受け側のところについては、それについての要望とか、受け側からの追加の要望とか、そういう契約内容というのはいないんですか。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

すみません、少しずれた回答になるかもしれませんが、その追加というのが現時点で3,965万5,000円で契約をしておりますけれども、それに追加になるということはありません。

先ほど、阿部委員さんの質問の中でもお答えさせていただいたんですが、例えば、契約工期が昨日の議案のように、工事そのものが伸びるということになれば、工事の監理のほうも延長するということになる、ただ、工事の監理につきましては、工期が延長になっても契約額は据置きといいますか、変えないということになっておりますので、基本的にはこの3,965万5,000円というのが変わるということはないというふうに認識をしております。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

決算審査から少し外れるのかもしれないんですけども、決算期をまたぐから。要するに、これは設計料だから、設計監理料ということになるので、設計監理料ということでそういう契約を結んであると。だから、その説明は分かりました。

要するに施工に関してはまた違うということですよ、それは。それは確認ですけども。施工の場合は、施工の契約というのは、当然出来高というのが中心になるのかなというふうに思うんです。

設計監理というのは、全体の枠というのがあってその中でやるんですけども、要するに施工の場合はちょっと違うですよ。それは直接、いわゆるジョイントベンチャー、谷川建設何とかのジョイントベンチャーに支払うという契約は、また別にあるわけですよ。それだけ確認です。

委員長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

御指摘のとおりですけども、ちょっと繰り返しのよう話になるかもしれませんが、工事施工業者との契約はちょっと端数はあれですけども、20億円の契約がございます。施工監理、工事監理と言われる部分の契約はまた別に、それが3,965万5,000円ということになっております。

今回、工期が延びますけども、工期が延びる分でJVさんとの、工事の施工業者との契約額は、改めて御提案させていただくようなことで、積み上げたときになると思うんですが、施工

監理のほうで契約の期間が延びたとしても、そこについては延長はしても増額はないというのが、繰り返しになりますけども。

施工監理は今回、成果説明書の中で庁舎建設室が書いております、新庁舎建設工事の品質確保のための監理、括弧して工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認することというふうに書いておりました。そこについて、品質管理だけではないんじゃないかという御指摘も受けております。もちろん工程管理というのもしっかりと入っておりますので、そういった説明をさせていただいてますけども、いずれにしても、その工程管理ができなかったために工事が遅れた、その責めを施工監理業者は負わないといけないというような仕組みになっているというふうには私は理解をしまして、結果として、工期が延びたら、施工監理業者の、いわゆる委託業者、設計業者に、その増えた分の費用を払わないといけないというような仕組みにはなっていないということで理解をしています。

委員長（川副 剛 君）

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、3番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、4番の回答について、建設課に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町営住宅の住宅整備の基金の創設ということで、阿部委員のほうから御質疑受けております。これ須藤委員からも、いろいろ住宅の関係で質疑を受けているところでございまして、公営住宅の建替えということで、本町では長寿命化計画の中で、令和9年度から令和12年度までの間に、現地建替えとか集約建替えとか、用途廃止をするということで取り組むことをしておりますが、これまで一般質問で答弁いたしましたように、なかなか現在は、町の大型事業を進める上での財源調整が必要でございまして、現在の町営住宅の建替計画というのが、現在ほとんど進んでいない状況でございまして、阿部委員の御質疑のとおりでございます。

公営住宅の建替えに当たっては、本町の人口動向も踏まえながら、住宅の需要とか、それから民間の賃貸住宅の動向なども勘案しながら、将来の管理戸数というのを検討し、それから現地建替え、集約建替えとか、用途廃止なども決定しなければなりません。建て替える場合の住宅の規模とか建設に要する費用、人員体制の課題などが不確定な部分というのもたくさんあるわけございまして、このような状況でなかなか阿部委員がおっしゃったように、住宅の整備基金というのを設置というのは、なかなか厳しいのではないかと、私どもは判断しているところでございまして、今後、建替えについての議論が進めば、具体的な事業が進むというめどが立った場合には、やはり議会の皆様に十分説明をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただければと思っておりますので、よろしく御申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質疑をお受けしたいと思いますが、阿部委員からあられますか。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

到底納得できる答弁ではありませんでした。というのは、今おっしゃられたことを踏まえて、その令和9年度から令和12年度までの今の計画があるんじゃないですか。町長が答弁された町内の状況とか、現状の公営住宅の老朽化、それをどうするかということを踏まえた計画が、令和9年度からの建替えということで作ったんじゃないんですか。それもお金をかけて、それを再度見直すような町長の発言は、何のためこの計画を作ったんですかと言いたいです。その計画が実行されるに当たって、町長が先ほど答弁されたことを踏まえて、現状の計画があり、令和9年度からスタートしますよということになっているわけですから。不必要な計画を作ったわけじゃないんでしょう、今の計画は。不可能な計画を作ったわけじゃないんでしょう。実情に適した計画が、その令和9年度からスタートしますよということであるんじゃないんですか。だから、その令和9年度から始まるに当たっての財源確保を、もうスタートしなければいけないんじゃないんですかということを問うているんです。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

今、阿部委員の言うことはよく私も分かります。令和9年度から令和12年度までの建替えをやるということで、建替計画というのを作っているわけでございますので、それはやらなければならないと思っているわけでございます。ただ、それをやりかえるための基金を設置するのが、基金は設置するのが難しいということで言っているわけございまして、基金は設置しないで、別の補助金とか国の補助がありますので、それを利用しながらやっていきたいということを行っているわけでございますので、御理解をいただければと思っています。

例えば、財源が原則、全体的に45%、国の社会資本交付金が出るわけでございますので、それを利用して、残りについては地方公共団体の負担になるわけでございますけど、それについてはやはり維持修繕もありますので、町の一般財源から支出しなければならないところもありますけど、公営住宅の建設事業債というのが、充当率100%がありますので、それを利用しながら、やはり町としては、今、建替計画というのがありますので、それに向かって粛々とやっていきたいということを行っているわけでございますので、御理解をいただければと思っています。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

公営住宅使用料を一般財源化しているわけです。現状、公営住宅の管理費は十二分に使用料で賄われていると。残った財源を幾ばくかでも、基金のほうに積み立てるべきではないかということで申し上げます。

公営住宅使用料を建替計画の一般財源を幾ばくか、いろいろな財源、基金やら起債やら補助金、交付金等々の施策をいただくのは当然です。とはいえ、幾ばくかの一般財源は投入しなければいけないわけです、手持ち資金として。その分を、現状の使用料から幾ばくか、基金の中に積み立てていくべきではないかということを申し上げます。

財源を明確にして基金として積み立て、その時に改めて一般財源に負担をかけないというようなために、現状の使用料の一部を基金として積み立てていくべきではないかということを申し上げますので。反対に「公営住宅の使用料を、大型事業のほかの事業に使わせていた

だいているんですよ。だから一般財源ないんですよ。」って、それはおかしい話です。現状、入居者の方が使用料として負担していただいている使用料を、建替えのための財源で、幾ばくか基金として積み立てていくと。令和9年度からの建替計画の一般財源のために。入居者が支払われている使用料ですから。その建替えのための財源の積立てをしていくべきではないかということで申し上げておりますので、質問の趣旨を理解していただいて、答弁を再度いただけるならいただければと思います。

委員長（川副 剛 君）

今のうちから基金に積み立てておいて、備えておくべきという再質問です。
総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

阿部委員の御質問の件についてでございますけども、確かに基金を積むという方法も一つあるかと思えます。その中で、やはり先ほども町長が申しましたとおり、一つの方法としては補助、起債を活用するパターンであったり、それから2番目に、補助は活用するが、起債は活用しないということで行うパターン、補助残はその年の一般財源を活用するやり方、又は補助残は基金、町営住宅整備基金を活用するパターン、3番目としては、補助残を起債と基金、町営住宅整備基金で併用して対応するという、このようなパターンとして考えられるかと思えます。その中で、どの方法をとるかということについては、やはり原課とも協議をしながら、検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（川副 剛 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

一般財源化されると、果たして事業がスタートするのかというところに、疑念を抱かざるを得ない部分も発生すると思えます。令和9年度から明確に計画があるわけですから、そのための財源確保を、当然、入居者の方は、今回は特に原課の頑張りもあってか、住宅使用料等は100%の徴収率の決算というような状況でありますから、特に入居者の方々のことも、老朽化している住宅の建替えとその財源のための基金の積立が始まったというのは、目に見える形で令和9年度からスタートしますよという、執行側の意思表示じゃないですか。そういったことをしていくべきだということを意見として申し上げ、質疑を終わりたいと思えます。

委員長（川副 剛 君）

御意見でしたが、執行も委員の質問の趣旨を理解しておいてください。
ほかございますか。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

私も再三、公営住宅の使用料を一般会計の一般財源化して、使っているということは駄目なわけじゃないんですけど、建替えをする前提の計画があるなら、特別会計で経理をはっきりしてほしいとか質問してきた経過があるものですから、やはり形を示さない取り掛からないと私も思います。

ですから、公共施設から整備基金がありますから、そこから先ほどお話になっているけど、4割が補助金とすれば残りの6割の3割ぐらひは基金か何かをつくって、確保して前に進んで

いかないと。いろんな方法があると今、総務理事がおっしゃったけど。それは方法は分かりません。早く選択して、どれでいくのかは決めれば、あと2年後になるからと心配しているわけです。戸数が何戸になるか分かりませんから、プロの設計がいるから、総額幾らで基準単価があるから弾いて、総額幾らかかるか出るはずと思うんです。補助金出して幾ら、何年、3年で仕上げるかどうか分かりませんが、そういう計算はできるんじゃないですか。そいけん、前に進んでくださいよ。お願いします。

委員長（川副 剛 君）

ほかございますか。
永田委員。

委員（永田 勝美 君）

私も、公営住宅の建替計画については大変関心を持っております。町民の関心も非常に高いので、是非伺いたいのですが。

以前に計画が作られた際の議論の中で、この計画は将来にわたってのものになるので、途中で見直すこともあり得るというふうな話を聞いたように思うのですが、計画、今は正確に覚えているわけではないんですけども、おおむね牧崎団地全体を高層化して、そこにかなりの部分を集約すると。里山・凶池は全部集約するというような計画であったというふうに記憶しておりますけれども、その具体的なスケジュール等はあまり出ていなくて、令和9年開始ということだけだったんですけども、計画そのものの詳細については更に見直すこともあり得るというお話だったのですが、計画どおりに令和9年度にスタートできるのかと。今のところ、スタートする見通しがあるのかということと、それから、見直すとすればもうあと3年ですから、しっかり見直さないと間に合わないのではないかとというふうに思うのですが、計画見直しはしないのかということ、見直すとすればいつからやるのかということについて伺いたいと。

委員長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、御質問の町営住宅整備事業の長寿命化計画の中で、今の計画の中では、事業予定年度が令和9年度から令和12年度に行うようになっておりますので、その計画に沿う形で進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

先ほど来のお話を聞いていると、町長は少なくともそういう見通しで、あと2年しかないわけですから、現実には。そういう計画というのは、もうお持ちなんではないですか。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは先ほどもお話ししましたように、建設課長が申したとおり、令和9年度からやはり一応それをやっていきたいと、今のところ考えているところでございまして、基金の創設についてはなかなか厳しいわけでございますけど、その中で我々としなくてもやっていかなければならないということで。やはり今、住宅というのが関心事でございますし、それから、前、新町の牧崎住宅というのは高層住宅を建てましたけど、やはり地盤の問題がありまして今止まっていると。今後、牧崎住宅も今老朽化しているわけです。それから、里山も老朽化しているわけでございますので、これについてもやはり建替えと言いますか、そういう方向性を早急に出さなければならないのではないかとということで、町としては今考えているところでございまして、先ほど課長が申したように、令和9年度からということでございますので、そういう計画を立てている方向で、やる方向で実施をしなければならない。

ただ、変更があるというか、あるかないかは、やはり皆さん方とまたお話しをしながら、よく考えてやっていかなければならないのではないかと考えていますので、よろしく願い申し上げます。

委員 長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

前の建替計画、更新の計画と言いますか、そういったものが出された経緯としては、一つは国に対する、いわゆる、先ほど町長がおっしゃられた、国からの補助金を受ける際の一つの条件として、そういう計画を持つことということがあったやに聞いております。私も正確ではないんですけども、あったやに聞いているんですけども、そういうことなので、かなり、記憶しているところでは、かなり細かい計画でありましたが、見直すことがあり得るのだということをおっしゃられたので、ただ開始年度が令和9年度ということであれば、もう本当はかなり急がないと間に合わないのではないだろうかと思いますので、迅速な取組を進められることを求めたい。意見として申し上げたいというふうに思います。

委員 長（川副 剛 君）

ほかありますか。

各委員、公営住宅の建替えの財源を含めた計画性について懸念しておられますので、執行も十分検討しておかれてください。

暫時休憩します。

（11時06分 休憩）

（11時15分 再開）

委員 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、5番の回答について、農林水産課に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

御質問の令和5年度の農地災害に係る測量設計業務委託の必要性についてでございますが、

委託の内容といたしましては、現地測量、それから災害現況写真の撮影、査定申請書の図面及び査定設計書の作成に係る業務について委託を行いました。

委託の理由といたしましては、技術職員が担当する業務量の関係もあり、災害査定までの短い期間での事務処理等を行う上で委託をしたものでございます。

以上でございます。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この件について大変御迷惑をおかけしております。委員の御指摘のとおり、今後の測量設計につきましましては、やはり被災件数にもよるわけでございますけれども、委託すべき業務の内容については、改めて内部で協議をしながら進めなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質疑を受けたいと思いますが、阿部委員からございますか。
阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

質疑というか意見というか、私も元職OBとして、当時多いときは30件ほどの災害とか担当してきました。みんなで総がかりで写真を撮り、査定設計書を作り、査定も急いで、年度内に被災された農業者の方々が翌年の作付けに影響がないように、急ぎ発注し対応するというところに努めてきたわけですけども。現状、予算は認めてきていたということで、その細部までチェックできなかった私も責任があるとは思いますが、測量までは分かるんですよ、急ぐのということで、測量会社の方に平面、断面をお願いすると。それが急ぎできれば計画を入れ、査定設計書を作り、査定を早期に受けて対応すると。

今回聞くところによりますと、安定計算が必要だということが、令和4年度から進められてきた。であれば、その安定計算のシステムを自庁に導入するというような予算を計上すべきではないかと。外注頼りにすれば、技術力も上がらないし見識も深まらないというふうに、私は考えます。

ましてや査定は、おおむね聞くところによりますと、私も県北振興局のほうに確認させていただきましたが、災害後2か月以内に、おおむね災害査定のご案内はしているというようなスケジュールで、おおむね昔と変わらないという状況でした。佐々町にそのシステムがなければ、それを導入して技術者へのスキルアップにもつなぐ、そういった体制整備をするべきではないかというふうに、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

御意見でしたけど、何かそれに対してありますか。
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

御意見ありがとうございます。今、委員が申し上げられましたとおり、安定計算のシステム等、今後、課でも検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（川副 剛 君）

委員の皆様から、関連して御質問ございますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、5番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、6番の回答について、教育委員会に対するものです。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、令和5年度における学校給食費の未収金の状況でございますが、佐々小学校は未収金はなし、口石小学校については3名分6万2,300円、中学校においては7名分8万1,636円、合計で10名分の14万3,936円となっております。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

ここで追加質疑を受けたいと思いますが、須藤委員からあられますか。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

令和4年度決算でもお尋ねしたんですけども、昨年度は落としてしまったという答弁だったんですけども、令和5年度については、これはどのような徴収を今、実績としてなさっているのかどうか。

委員長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

こちらの未納者の対応についてでございますが、各学校で今までも電話や文書のほうで催告等を行ってまいりました。今後についても、引き続き対応をしていきたいと思っております。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

一辺倒の回答じゃなくて、実際決算終わってからこの期間ですから、幾らぐらい入ったとか、そこまで確認をしていただきたかったなと思って。今の現状の状況は把握しておられますか。

委員長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今の現状で、令和5年度決算が終わってから、追加で収納ができたというのは、今の現状と

してはございません。

委員長（川副 剛 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

そういうことで、町から補助をやっている機関ですから、税金をそこに投じとるわけですから、給食費軽減ということで。その中で実態を把握しないというのは、いかがなものかと。前、一般質問したときに、教育委員会は学校給食に関することであるから、どうですかと教育長さんにお尋ねしたら、それは校長の、校務の一切の業務の中で処理をしているという答弁があったものですから。でしたらやはり、そこは教育委員会として校長に指導する立場であったんじゃないかなと、私、去年決算で思ったものですから。ことはどうなるのかなということでも今お尋ねしているんですけども、一つも改善されないなら教育委員会はいらないです。指導権限があるんですから、校長に対して。教育長は指導して、補助金を出しているんです。これ幾らですか。3,100万円、全体、学校給食関係で、軽減策とか、中学校は無償化で、わざわざ無い金を単独で出しとるとでしょう。国から補助金が今、中学校も来ているからいいですけど。子ども子育てのためにいっぱい。高齢者にはそう政策は少ない。ですから、こういう状況だったら困るとです、私が。負担軽減で今から無償化にしようという時代に、公会計化は早くせんば、給食会計についての内情が把握できていないでしょう。内情を把握して初めて無償化に向かっていくんですから、そっちのほうも頑張ってもらわなきゃって私は思うんです。職務代理者はきょう来とらん。考え方を聞きたい。ああ、いないけん、町長どう思うんですか。未収金があってたら補助は出す、何にも取っていない。児童手当から徴収する方法も、前回申し上げたと思うんです。そういう確約しとって確保していかないと。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

大変、未収金につきましては御迷惑をおかけしている次第でございます。我々としましても、教育委員会を通じまして、未収金の回収について、やはり努力をしていただくように申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

12月にもう一遍聞くから、それまで頑張ってください。

委員長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

御指摘のほうありがとうございます。内部のほうでも十分検討していきながら、御回答ができるように、それから徴収ができるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長（川副 剛 君）

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、それでは6番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、7番の回答について、決算全体に関するものです。永田委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

令和5年度決算での不用額というところでございますけれども、令和5年度の不用額については2億3,536万円となっております。前年度と比較すると、6,517万円の減となっております。不用額の割合は、御指摘のとおり予算総額の2.2%となっております。

まず、この実態について、どのように考えるかということでございますけれども、県内の自治体並びに類似団体と比較しても、この不用額の割合2.2%という数値は、決して高くないというのが現状でございます。それから、本町の過去5か年の決算額での不用額割合を見ましても、令和5年度は低くなっておるとい状況です。

今回、この令和5年度の不用額でどの科目が多いかというのを見てみますと、負担金、補助及び交付金や委託料、需用費、扶助費となっております。具体的には、公共下水道事業会計の補助金、クリーンセンターの焼却灰運搬処理業務委託料、それからクリーンセンターの修繕料であるとか、障害児通所給付費などで不用額が多くなっているという状況でございます。

これについては、各施設での業務料や処理料、それから緊急対応分であるとか、給付費ということになりまして、各所管課では、大きな予算不足が生じないように予算計上をしておいた結果でありまして、ある一定程度の不用額は致し方ないというふうに考えておりますけれども、今回の決算額の数値で決して良いというような考えは持っておりません。

毎年度の当初予算編成方針では、例えば扶助費などにつきましては、対象者数などの正確な把握に努め、所要額を見積もるようとしておりますし、その他の科目につきましても、見積りの精度向上を行うとともに、決算状況も加味した上で適正な積算を行うようとしております。

また、例年12月補正予算では決算を見越した補正とし、可能な限り最終的な決算額を見込むこととしておりまして、また、3月補正予算でも決算を見越した最終補正としておりますけれども、再度このようなことを、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

説明についてはよく分かりました。ただ、申し上げたいことは、説明の最後におっしゃられたように、12月補正もあった上での決算でありますから、不用額がこういうふうに出るということは決して少なくないというふうに、金額的には決して少なくないと思います。前年度から6,000万円減ったが、県下の自治体と比較して割合が少ないということについては、それは一定の理解はいたしましたけれども、そう思います。

ただ、やはり、ことはいわゆる財政が本当に厳しいと、金額的にやはり100万円以下のいろん

な施策についても、財政が厳しいというふうには町長おっしゃるわけですよ。それだけじゃないんでしょうけれども。そういう一つ一つの住民福祉の様々な費用、あるいは住民からの要望に応えられないという事情も一方であるわけなので、そういった意味では決してやはり現状に満足しないということと、それから、やはり12月補正を待たずに、決算見通しが明らかになった分については、9月とかそういった時点で削っていかないと、不用分については削っていかないと、翌年度の予算編成にも影響していくのではないだろうか。見通しがそういうふうになってきますから。決算に基づいてやるだけけれども、決算見通しが、不用額がこれだけあってということ、不用額を最初から見込んだような決算というのは、予算というのは、やはり適切ではないというふうに思うんです。だからそういった点では、次年度に向けてもやるべき課題というのはたくさんあるわけです。そういった中で、不用額についてはやはり厳しく見直すというか、今おっしゃられたように、課長が言われたように、厳正に対応していくということをお求めておきたいというふうに思います。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけしていると思いますけど、予算編成を行う上で、我々も見積りの精度とか、それから決算状況も加味した上で適正な積算を行うように、私も指導しているんですけど、なかなかこれがうまくいっていないということもあるわけでございます。しかしながら、やはりそれを目指して、12月の補正予算ということでやっていきたいと考えておりまして、再度皆さん方に、職員の皆様にも周知をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

一言追加で申し上げますと、例えば扶助費とか、例えば焼却灰のお話とかってというのは、大変よく分かるんです、事情は。そういったことについて、いろいろ言うわけではないんですけど、やはり総額が大きくなっているということは、町民の皆さん方から見ると、やはり予算を使い残しているじゃないかというふうになるわけです。だからそういった意味では、本当にその精度を上げていかないと、こっだけ予算を使い残しているのに、何で我々の要望は聞いてくれないのかと。いつも言うのは、お金がないから、財政が厳しいからということしか言わないじゃないかという御意見がたくさんくるので、そのことを是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員長（川副 剛 君）

予算編成の精度、執行も十分理解しておいてください。

委員の皆さんから関連して御質問ございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、7番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、8番の回答について、決算額全体に関するものです。永田委員からの質疑でご

ございます。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

学校給食の無償化と国保財政への支援ということで、財政的に困難ということで予算を使い残している状況ということで、先ほどのことと関連するわけでございますけど、決算額と同規模の予算を当初予算から計上するというのは不可能であるわけでございますし、12月の補正予算、それから3月の補正予算で不用額が出てきたということで、できたから新しい事業をできるということがなかなか難しいのではないかと、我々は考えているところでございまして、結果的には先ほどお話がありましたように、不用額が2億3,536万円ということで、結果になるわけでございますけど、3月の補正時点で必要な予算であったということで、私どもは認識をしているところでございます。

しかしながら、先ほどお話がありましたように、当初予算、更に補正予算で、さらなる見積りの精度というのは高めていく必要があるということは、先ほど申しましたとおりでございますけど、学校給食の無償化とか国保の財政支援などに経常的な経費ということになりますと、これはやはり単年度で終わるわけではございません。なかなかそれが難しく、町の財政状況というのは、十分勘案しなければならないのではないかと考えているところでございまして、やはり中期財政見直しを見ても、示したとおり、令和10年度には、地方債の現在高が1.4倍程度に増加するということもありますし、それから積立金の現在高、今あるわけでございますけど、これが半分以下まで減少するという厳しい財政運営が見込まれるということで、総務厚生委員会にもお話をしたとおりでございまして、やはり新しい施策とか事業を行う場合には、既存事業の見直しを十分考えていく必要があるし、それから既存事務事業の経費も抑制していかなければならないということを考えておりますので、現時点では、この2つのものについてはなかなか難しいものではないかと、実現するのが難しいのではないかとということで判断をしておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委 員 長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

なかなか理解できないところでございます。要するに、今の財政見通しの悪化というのは、当初に考えていた大規模投資の3大事業、4大事業だったんですけども、それが当初の計画から大きく膨らんできたと。例えば、ごみ焼却場の修繕などは、当初の、私たちが最初に聞いた金額からすると3倍ぐらいになっています。それから庁舎についても1割以上膨らんでいます。それから、し尿等前処理施設についても、やはり2、3倍膨らんでいる。

こういうところが、それはもちろん、いろんな経済情勢もあったし物価の上昇等もあった。しかし一般に考えても、やはり2倍、3倍にはならないんだろうというふうに思うんです。よそと比較してもそれだけ高いという、そういうことは、やはり我々が考えてきた事業の進め方に、やはり振り返るべきところがあるのではないかとというふうにむしろ思うわけで、もちろんそういったものはインフラですから、町民の皆さんが共有するインフラですから、それはきちんとしたものを作らないといけないということははっきりしているんですけども、一方で、やはり町民の暮らしというのは本当に厳しくなっているんだと。ここ最近の経済情勢というのは、要するに格差の拡大でしょ。それで、実際に庶民の暮らしは本当に厳しくなっている。実質賃金は、佐々町の場合は、全国統計では実質賃金プラスになりましたけど、二十数か月ぶりに。佐々町の場合はマイナスだと思いますよ、実質賃金については。本当に聞いてみると、本

当に厳しいわけです。

ですから、いわゆる直接の扶助費や、あるいは子育て支援の経費というのは、何としてもひねり出していかんといかんというのが、財政上の問題ではないかなという、私は考えているものでございます。ですから、そういった点では困難だと言われることについては、決して納得できないということは申し上げておきたいと思います。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が、回答になるかどうか、先ほどお話したとおりでございまして、先ほどお話がありましたとおり、町としても3大事業、それで経費が上がったと。これがやはりウクライナ情勢とかいろいろなものがありますし、物価が上昇したということもあります。これは我々も責任がないとは言えないわけでございますけど、なかなか厳しい局面に来たということで思っているわけでございます。しかしながら、思われるように、今の財政状況の中で、国保とか、それから学校給食の無償化というのは、今の財政状況ではなかなか、皆様御存じのとおり大変難しいのではないかと思っていますし、もし、物価とか、そういうことで上がらなければまた考える方向性はありますが、私としては、やはり学校の給食の無償化とか、国保財政への支援というのは、国がしっかりやるべきではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

国保の問題は国保の決算のところでやりたいと思うんですけども、ただ、国は確かにせんといかんです。せんといかんとも思います。しかし、今の国の姿勢にそういったところが見えますかって。それを分かっているやらないというのは、私は知らないというふうには聞こえないです。だから、そこをやはり考えるべきだというふうに思います。これ意見でございます。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

委員の皆さんから、関連して御質問ございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、8番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、9番の回答について、職員体制に関するものです。永田委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

人材の確保ということで、中途退職者が多いということで、先ほど申しましたように、慢性的な人員不足が、職員が不足しているのではないかとということで、これは人事の政策上の課題

ではないかということで御質問があっているわけでございます。

委員さんがおっしゃるとおり、近年、定年前で若年層の職員というのが退職が相次いでおりまして、人員不足が生じているというのは事実でございます、対応としまして、従来の職員採用試験のほかに即戦力の職員を求めながら、公務員の実務経験者の採用試験などを行うなど、今、人員確保に努めているところでございまして、課題はないのかということでございますが、若年層の職員の退職の増加が課題であるとは認識しているわけでございます。これはやはり今、少子化ということで、たくさんの方がほかのほうに仕事を求められるということで、佐々町だけではなく、全国の自治体が、これは直面している課題ということでお聞きをしているところでございまして。解決策としまして、やはりいろんな働き方改革があるわけございまして、時間外勤務が多かったとか、それから、令和4年度には11名の職員を採用したわけございまして、その後もやはり若年層の退職というのが相次いでおりまして、幾つかの部署では、令和4年度の当初の人員体制に戻っていないという状況があるわけございまして。やはり慢性的な時間外勤務については、徐々に減少しているものとは認識しているわけございまして、それ以外の勤務環境についても、職員組合の皆さん方とお話をしながら、やはり改善を図っていかねばならないと思っておりますし、今後、早期退職者が出ないように、職場環境の改善というのは取り組んでいかねばならないと思っております。なかなか今、どこでも厳しい世の中になっているということで思っておりますが、我々としりましても、やはり早期退職が出ないように、方向性を考えていかねばならないと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

委員 長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

なかなか、先ほど来の議論の中でも申し上げましたが、やはりアクションが必要なんじゃないだろうか、何らかのアクションが必要なんではないだろうかと思っております。それは、なかなか人がいないのに、そういう人を割けるかというのがあるんだけど、やはり人材確保と育成の担当をしっかりと置く。まさにエキスパートのそういう方を置くということは、どうしても必要なんではないだろうかということと。

それからもう一つは、役場の職員の皆さんというのは、まさに町にとっても宝ですから、そういう方々の意見というのをしっかりと、今改善すべき意見がないのかということについては、例えば職員組合もあるわけですから、そういった方々との協力もいただいて、やはり改めるべきは改めるというような取組も必要ではないだろうか。

さらにもう一つ思いますのは、やはり全体として町全体が、もちろん人口を何とか維持しているとか、住みたくなる町というふうに「暮らしいいちばん！住むならさぎ」というキャッチフレーズがありますが、そういうふうにして魅力ある町にしていくことが、この町を更に良くしていこうという、そういうモチベーションにもつながっていくのではないだろうかというふうに思います。

ですから、やはり職場の中で、様々なハラスメントなんかはもちろんあってはならないし、改善すべき課題というのは必ずあるというふうに思うんです。私自身なんかも振り返ってみても、パワハラや、いわゆるそういった様々なハラスメントを過去においても、振り返ってみると恥ずかしくなるようなことがたくさんありますので、そういった意味ではそういったものも改めながら改善を図っていくという、職場づくりということについて、やはり格段の取組を求めておきたいというふうに思います。

委員長（川副 剛 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、やはり魅力ある職場というのは作らなければならないと思っていますし、やはり今の若い方たちというのは、時間外勤務とかいろいろな面で、自分たちの時間を持つというのが、今の若者たち、若い人たちが求めていらっしゃるということで思っております。そういう職場づくりと申しますか、環境の改善については我々も取り組んでまいって、職員組合の皆さん方とも協調をしながら、改善を図らなければならないと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

すいません、あと一言申し上げたいのは、いわゆる日本の労働時間って本当に長いんですよね。今、週に40時間労働ですから、単純に計算しても50週で計算すると2,000時間になるんです。ドイツは年間1,400時間割ってますから、1,350時間だったと記憶してますけども。要するに例えばドイツなどは、それだけ労働時間短いんだけど、そして、しかも人口は日本の3分の2しかないんですけども、GDPは日本の一つ上にいったんですね。だから、要するに我々の働き方改革っていうのは、やはり豊かになるための働き方改革だと。だから、残業代で稼ぐような構造じゃなくて、もともとの賃金を上げて、それでやはりそういう社会を作っていきたいという思いでおります。

ですから、何が言いたいかというのは、働きやすい職場づくりというのは、やはり私たちみんな考えていかないといけない問題なんだと。労働時間についても、決して8時間労働って100年前から8時間労働を求めて運動があつたわけですから、戦後もう七十数年になるわけですから、時間の見直しというのも大いに考えていくべきではないだろうかというようなことも、タブーにせずに取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

委員長（川副 剛 君）

委員の皆様から、関連して御質問ございませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、それでは9番の質疑を終わりたいと思います。
ちょっと早いようですが、ここで昼食休憩をとりたいと思います。
13時から再開いたします。暫時休憩します。

（11時49分 休憩）

（12時55分 再開）

—（1）議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件で、そのほかに質疑がえられる方はお受けしたいと思います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

反対討論をいたします。

新庁舎建設工事監理業務委託契約の支払いについて、現場工事の進捗率が過払いではないかと疑念を持ち、質疑をいたしました。内容は、工事の進捗率が令和6年3月末37.2%、決算額でパーセンテージを出すと37.96%に対し、監理業務は63.54%、これは契約書でいう各会計年度出来高予定額の支払い限度額90%の満額の支払いとなっております。この差は26.52ポイント、差としては1,000万円ほどとなります。

この違いの原因は何かという質疑に対して、執行側は業務に対して投入する出面による方法とのことですが、本町は4大事業のうち、現在3事業を実施しております。別のごみ処理施設、し尿等前処理施設は、工事の進捗におおむね比例した支払いで実施し、順調に進捗、完成も予定どおりであると伺っております。しかるになぜ、新庁舎は出面による方法なのか問いただしましたが、明確な理由及び判断を誰がしたのかさえ回答がありません。

これまでの新庁舎建設に関する調査特別委員会で、当該事業者が見解書に記載された、契約書に記載のない条件付き随意契約自体も事実なのか、公文書の決裁のない恣意的な行為があったのではと疑念を抱かざるを得ません。

支払いが、業務に対して投入する出面の方法が可能であるとしても、契約上は常駐義務を課しているわけでもない重点監理です。また、契約書第26条第2項又は第28条第3項の規定による検査に合格したものなのか。これはどういうことを申し上げているかということ、これはいわゆる出面を、業務完了ごとの業務内容を全てチェックしているのか。本当に毎日本町の業務のみを行っているものなのか。それこそ日々の日報チェックは必然と考えます。この疑念への明確な回答も得られなかった次第です。

このような町の見識な対応が、先般の工期延長議案の原因の一つに、一因になったのではと考えざるを得ません。この決算審査特別委員会で、過払いでないとの明確な根拠を示せなかったと判断します。このことは住民の財産を毀損させる行為であり、二元代表制の住民の付託を受けた、監視を担った一委員として認定することができないと判断し、反対討論といたします。

委員長（川副 剛 君）

ほかありますか。

平田委員。

委員（平田 康範 君）

私は、議案第55号の令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度は、本格的に工事着手した佐々クリーンセンター基幹的設備工事費など、工事費の大幅な増加や、原油価格・物価高騰対策として国の臨時交付金を活用して、地域経済の活性

化並びに町民支援等の事業がたくさん行われております。また、全妊婦訪問や産後ケア事業、高校生までの福祉医療費助成事業や小中学校における学力向上対策事業など、福祉・子育て施策も継続して実施されました。さらには、議会運営の効率化・迅速化のためタブレット端末を導入し、議案書等のペーパーレス化による印刷費の削減など、効率的かつ機能的な行政運営が行われています。

第7次佐々町総合計画「暮らしいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向けたまちづくりが進められており、今後を期待して賛成討論いたします。

委員長（川副 剛 君）

ほかありますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。

—（2）議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

次に、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

認定に反対の討論を行います。

議案第56号 令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。この間、国民健康保険財政は、相対的な保険者数の減少、要するに高齢化に伴う後期高齢者保険への移行ですね、75歳以上の方が後期高齢者に移れるということ、保険に移れるということなどもあって、全体として被保険者数の減少と、一方で医療費については、コロナを経て、相対的には受診機会の増加などもあり、全体として財政的にはかなり厳しくなってきたという状況があります。

しかし、そうした中でもこの制度の根本的な弱点といいますか、問題点である、いわゆる一般の協会けんぽや、あるいは共済や、あるいは組合けんぽなどの被用者保険と国民健康保険の違いで一番大きいのは、いわゆる所得割のほかには人等割、それから世帯割という平等割、均等

割ともいいますけれども、そうした負荷が課税がなされる。その結果、一般に協会けんぽと比較をした場合、4人家族の世帯で1.4倍から2倍近い保険料の支払いが必要になっている。高い保険料になるということがあります。

そういう中で、とりわけ均等割がかかる子どもさん、生まれたばかりの子どもさんから均等割は1人いくらというふうにかかります。佐々町の場合、2万5,000円を超える均等割がかかるわけですが、この均等割をいわゆる人頭税ではないかと、現代版の人頭税ではないかという批判もあり、少子化対策、子どもが増えれば負担が増えるということに、そういったものをできるだけ軽減しようという流れにも逆行するというので、均等割をなくそうという声はなくしてほしいという声が非常に強いわけですが、中でもいわゆる未就学児については、国もこのことに対して一定の理解を示して、未就学児については、半額の保険料というふうにしたのですけれども、残りの2分の1はまだ残っているわけです。これについて、町としても是非応援をして、均等割を廃止してはどうかということを再三にわたって提案をしてきました。

しかし、実際はなかなかそれを入れられずに、必要な財源は100万円以下、数十万円で済むという試算もあるわけですが、制度上の問題なのでできないということで、頑なに無償化について先送りされたということを見ると、やはり町民の立場に立った、被保険者の立場に立った保険行政とは言えないのではないかと。そうした姿勢というのは、いわゆる滞納者への資格証明書の発行とあわせて、そうした姿勢に対しては、到底この予算そのものを認定することはできないというふうに考え、反対といたします。

委員長（川副 剛 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

私は、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、持続可能な制度を構築するため、平成30年度から市町単独の財政運営から県と市町が保険者となり、県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担い、給付に必要な費用を全額、県が市町に対し交付する仕組みで、国保制度の安定化を図っております。

また、本町では国民健康保険税の現年度分の徴収率も、目標96.56%に対し99.72%を達成し、令和4年度に続き、県下第一位の収納率となっていることから、円滑に運営するために努力された健全な財政運営の決算であり、賛成討論といたします。

委員長（川副 剛 君）

ほかありますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。

—（3）議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

次に、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

永田委員。

委員（永田 勝美 君）

1点、総括質疑を行いたいと思います。

介護保険制度については、この間、介護報酬の引上げが行われました。しかし、全体としては引上げとなった一方で、いわゆる在宅支援の報酬が、ヘルパーさんの報酬が引き下げられたということで、大変ヘルパー事業が苦境に陥っているということが全国的には言われています。過去最高の倒産件数というふうになっておりまして、そして、町によっては在宅ヘルパーの事業所がなくなったという町も生まれています。

本町において、そうした状況というのはどうなのかということについて、是非改めて総括の中でもお示しいただきたいということと、それから、さらにこうしたヘルパー事業所については、いわゆるヘルパーさんの報酬が高くないということもあって、全体として希望する方が相対的に少ないんです。

そうした中で、一部のサ高住と言われる、サービス付き高齢者向け住宅と併設の事業所とか、いわゆる効率のよい訪問事業を行っているところ以外は、ほとんど赤字に近いというような実態も言われています。そうした中で、そうした事業に対する町としての対応、介護保険からの対応というのは、何か援助といいますか、というものはできないのかということについても伺いたいと思います。

委員長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

ホームヘルパー介護事業所につきましては、社会福祉協議会さんを含めまして3か所ほど町内にはございます。今のところ、ヘルパーさんが不足しているというのは、はっきりお聞きしたことはないんですけども、2か月に1回ほど町内の各介護サービスの事業所の方がお集まりになって、意見交換等をやっておりますので、そちらのほうで現状とかもヒアリングをしたいと考えております。

それから今、介護人材不足ということで全国的にも言われていますけども、先日厚生労働省のほうから、令和7年度予算の概算ということで文書のほうが来ておりまして、その中でも、例えばヘルパーさんについては、これは予定だと思っておりますけども、ヘルパーさんの魅力発信のための広報事業とかそういったことで、ヘルパーさんの雇用を増やすための事業を行うとか、あと人材不足もあるので、今後介護ロボットの導入の支援とか、訪問介護等サービスの提供体制の確保支援とかいったそういった事業が、今後全国的に支援されているということで聞いておりますので、そういった情報を収集しながら、町内の事業所等にも周知していきたいと考えております。

以上です。

委員長（川副 剛 君）

永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

佐々町においては、現状円滑に運営されているということについては、それぞれ事業者の方々に敬意を表したいというふうに思います。一方で、例えば長崎市などでもヘルパー事業そのものが全体として縮小していると。だから、ヘルパーを頼んでもなかなか受けられないという実態なども生まれています。それは起因するところは、いわゆる魅力発信と言われるんですけども、仕事そのものはすごく魅力ある仕事だと思んですけども、報酬が余りにも安くて、しかも介護報酬そのものからも今回削られたと、介護報酬減額されたということなどもあって、本当にやはりしんどい状況が続いているというふうに思います。そういった点では、是非国に対してもそうした取組と申しますか、介護報酬引上げの声というのをあげていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

委 員 長（川副 剛 君）

ほか質疑ございますか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

—（4）議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委 員 長（川副 剛 君）

次に、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。
永田委員。

委 員（永田 勝美 君）

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療は、国民の7割の皆さんの反対を押し切って、いわゆる75歳以上の高齢者を

後期高齢者と呼び、そういう方々を一つの保険に取りまとめると。いわゆる保険の原則からいえば、保険料による相扶共済というのが一つの原則です。一方で、公的保険である後期高齢者保険ですから、そこに公的な負担が入ることなんですけど、実は後期高齢者がこれから増えると、まさに今ピークを迎えようとしているわけですけども、この2025年から2035年の間が後期高齢者が最も増える時期になるんです。この時期に狙いを定めて、いわゆる医療費削減に向けた取組を進めてきたというのが、この間の経緯だと思います。

そういった中で、後期高齢者医療については、その費用負担の1割を受益者負担といいますか、後期高齢者が負担するというのが一つの原則としてされてきたんですけども、既に一部負担金と保険料の負担を合わせると10%をはるかに超えています。その上に、さらに保険料については、年収220万円以上の方々について、新たに負担増を求めるということになっておりますから、年金生活者のかなりの部分の方が負担増ということになります。

そうした運営の中で、本来県がやるべき様々な激変緩和措置も、私たちが反対したのですけれども、激変緩和措置もだんだん削られてきたという結果、新たな後期高齢者医療保険制度が全体としては、さらなる負担増という方向に向かっている。そういう現状については容認できないと。そういう立場で反対といたします。

委員長（川副 剛 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

議案第58号の令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、約5割を国や自治体からの公費、それから約4割が現役世代の支援金、残り約1割が後期高齢者の保険料となっており、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度で、本県においても、長崎県後期高齢者医療広域連合が主体となり、高齢者の増加を考慮して、医療費の適正化と保険料抑制のために県下の事務を分担して運営されております。

後期高齢者にとっては、地域で安心して医療を受ける上で欠かすことができない医療保険制度であるため、更に安定的な制度運営をお願いして賛成討論といたします。

委員長（川副 剛 君）

ほかありますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。

—（5）議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

次に、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

—（6）議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

次に、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

—（7）議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（川副 剛 君）

次に、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号の7議案について慎重審議を行い、当委員会では認定することに決定いたしました。

10月15日の9月定例会5日目において、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

散会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

決算審査特別委員会の散会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

令和6年9月佐々町議会第3回の定例会におきまして設置されました、決算審査特別委員会が、9月24日から本日までの5日間、慎重に審査をいただきまして誠にありがとうございました。

今回提案をいたしました、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定の件のほか6会計の決算につきまして、委員の皆様方に御理解をいただき、全議案の決算につきまして御認定をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げます。

一昨年の審査から、決算に係る主要な施策の成果説明書を提出させていただき、第7次総合計画を掲げました、まちづくりの将来像「暮らしたいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を実現するため、総合計画に掲げております7つの基本目標に基づく施策の成果を報告させていただきました。

今回、決算に係る主要な施策の成果説明書、事業評価シートを中心に審査をしていただきましたが、資料の中で事業の内容の具体的な記入、表現等、記載方法等について御意見をいただきましたので、次年度に向けて各課協議をしながら研究検討をいたしまして、改善・精査をしながら予算執行に努め、新年度予算に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

職員一丸となって、住民の皆様方の福祉の向上、安全安心に向けて魅力あるまちづくりに取

り組んでまいりますので、今後とも御支援、御協力をいただきますようお願いをいたしまして、審査終了のお礼といたします。また、長時間にわたりまして御審議をいただき、誠にありがとうございました。

委員長（川副 剛 君）

私から一言お礼を申し上げます。

各委員の皆様には住民にありかわり、慎重な審査をしていただいて大変お疲れ様でした。新聞等で県内の住み心地ランキングは、佐々町が1位となりました。親しみやすさ、物価家賃が挙げられておりまして、3点目が行政サービス、職員の皆様の住民に対する心配り、気配りが実を結んだと思っております。これからも住みやすい佐々町にさせていただけるように継続的にお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。散会いたします。

(13時26分 散会)